

印西市公共建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 ((仮称)新高花学校給食センター建設工事設計業務委託)
2. 履行期限 (契約日の翌日から 令和4年9月16日)
3. 計画施設概要

- (1) 施設名称 ((仮称)新高花学校給食センター)
(2) 敷地の場所 (印西市高花一丁目1)
(3) 施設用途

施設名称等	建築物の種類	建築物の用途等	想定床面積(m ²)
給食センター	第二号	第2類	2,500.00

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (5,844.27 m²)
b. 用途地域及び区域の指定 (準工業地域)
(第二種高度地区)
(高花一丁目地区地区計画)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 (2,500.00 m²)
b. 主要構造 (鉄骨造)
c. 階数 (2階建て)

d. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日改訂)による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体 (II類)
2) 建築非構造部材 (A類)
3) 建築設備 (乙類)

(3) 建築の条件

- a. 工事費(総工事費) (1,500,000 千円)(税込み)
b. 建設工期(予定工期) (令和4～5年度)

(4) 設計内容

○学校給食センターの基本設計及び実施設計業務

- ・鉄骨造2階建
- ・延床面積:約2,500m²(付帯施設を含む。)
- ・必要食数:3,000食/日

※詳細は「(仮称)印西市新高花学校給食センター建設事業 施設概要」のとおり

(5) 設計と条件

「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守し、「安全で安心できる学校給食の提供」を基本理念とし、施設を整備する。

その他は、「(仮称)印西市新高花学校給食センター建設事業 施設概要」のとおり

II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務等委託共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。

1. 特記仕様の適用

特記仕様書に記載された事項の中で、●印の付いたものについては、◎印の付いたものを適用する。

2. 業務の総括

本業務委託の総括は、印西市教育委員会教育部中央学校給食センターが担当する。

なお、契約図書に定められた範囲内において受託者または、管理技術者に対する指示、承諾又は協議を行う監督職員を別途通知する。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計業務

- ◎ 建築(総合) 基本設計に関する標準業務
- ◎ 建築(構造) 基本設計に関する標準業務
- ◎ 電気設備 基本設計に関する標準業務
- ◎ 機械設備 基本設計に関する標準業務

b. 実施設計業務

- ◎ 建築(総合) 実施設計に関する標準業務(設計意図伝達業務を除く)
- ◎ 建築(構造) 実施設計に関する標準業務(設計意図伝達業務を除く)
- ◎ 電気設備 実施設計に関する標準業務(設計意図伝達業務を除く)
- ◎ 機械設備 実施設計に関する標準業務(設計意図伝達業務を除く)

c. 設計意図伝達業務

- ・ 含む
- ◎ 含まない
- ・ 未定(実施する場合は別途契約とする)

(2) 追加業務の内容及び範囲

◎ 積算業務

- ◎ 積算数量算出書の作成
- ◎ 単価作成資料の作成
- ◎ 見積徴収
- ◎ 見積検討資料の作成

◎ 確認申請業務

- ◎ 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- ◎ 建築確認申請図書の作成
- ◎ 構造計算適合判定
- ◎ 建築物エネルギー消費性能適合性判定

・ 図面復元に係る実測調査等

◎ 概略工事工程表の作成

- ◎ 透視図の作成等 (A3サイズ 外観2枚、内観1枚程度)
- ・ 模型製作等 ()

◎ 市町村条例、指導要綱等による中高層建築物の届出書の作成及び申請

(標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出、日影図の作成共)

- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務

◎ 住民等説明に必要な資料の作成 (施設・工事概要、工程等の資料)

・

(3) 特別経費の内容及び範囲

- ◎ 公共建築設計者情報システム(PUBDIS)業務カルテ登録料
- ◎ 営繕積算システム(RIBC)使用料
- ◎ 現地調査に係る費用
()
 - ・ アスベスト含有建材等の調査・分析に係る費用 (検体)
 - ・ PCB使用機器調査及びPCB含有量試験に係る費用 (検体)
- ◎ 簡易な測量及び地質調査

- ・ その他
 - ◎ 建築確認申請手数料 ○ 含む (140,000 円)(課税対象外)
 - ・ 含まない
 - ◎ 構造計算適合判定手数料 ○ 含む (240000 円)(課税対象外)
 - ・ 含まない (必要となった場合には、別途、千葉県手数料を支給する)
 - ◎ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 ○ 含む (511,000 円)(課税対象外)
 - ・ 含まない

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 電算機によって構造計算を行う場合は、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いる。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他 ()

(3) 適用基準

特記なき場合は、最新版を使用すること。

- a. 共通
 - ◎ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
 - ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - ◎ 木造計画・設計基準
 - ◎ 木造計画・設計基準の資料
 - ◎ 官庁施設の環境保全性基準
 - ◎ 官庁施設の防犯に関する基準
 - ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - ◎ 建築設計業務等電子納品要領
 - ◎ 公共建築工事積算基準
 - ◎ 公共建築工事共通費積算基準
 - ◎ 公共建築工事標準単価積算基準
 - ◎ 公共建築工事積算基準等資料
 - ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル
 - ◎ 建築物解体工事共通仕様書
 - ◎ 千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針

- ◎ 千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- ◎ 千葉県福祉のまちづくり条例
- ◎ 千葉県公共建築工事積算基準
- ◎ 印西市景観条例
- ◎ 印西市開発指導要綱
- b. 建築
 - ◎ 建築工事設計図書作成基準
 - ◎ 建築工事設計図書作成基準の資料
 - ◎ 敷地調査共通仕様書
 - ◎ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
 - ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
 - ◎ 公共建築木造工事標準仕様書
 - ◎ 建築設計基準
 - ◎ 建築設計基準の資料
 - ◎ 建築構造設計基準
 - ◎ 建築構造設計基準の資料
 - ◎ 建築工事標準詳細図
 - ◎ 構内舗装・排水設計基準
 - ◎ 構内舗装・排水設計基準の資料
- c. 建築積算
 - ◎ 公共建築数量積算基準
 - ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- d. 設備
 - ◎ 建築設備計画基準
 - ◎ 建築設備設計基準
 - ◎ 建築設備工事設計図書作成基準
 - ◎ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - ◎ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
 - ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - ◎ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - ◎ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
 - ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - ◎ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - ◎ 建築設備耐震設計・施工指針
 - ◎ 建築設備設計計算書作成の手引
- e. 設備積算
 - ◎ 公共建築設備数量積算基準
 - ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- a. 対象となる建築物の概要
- b. 公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3. 2に定める設計方針
- c. 業務の内容、実施方法
- d. 業務実施工程
- e. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数 等。
- f. 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数 等。
- g. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野 等。
- h. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
- i. 総合評価落札方式により業務を受注した場合の業務履行

(5)管理技術者及び担当技術者の資格要件

a. 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ◎ 建築士法(昭和25年法律第 202号以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- ・

b. 担当技術者

担当技術者とは管理技術者のもとで、業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

(6)資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
◎ (仮称)印西町学校給食センター地質調査委託報告書 ※計画敷地にあった旧給食センター建設時の資料 ・ ・	昭和58年2月

貸与場所 (印西市中央学校給食センター 貸与時期 (業務着手時))

返却場所 (印西市中央学校給食センター 返却時期 (業務完了時))

(7)成果物の提出場所及び提出時期

a. 提出場所:印西市中央学校給食センター

b. 提出時期

業務完了前に提出の必要がるもの及び時期は、下記のとおりとする。

- ◎ 基本設計書 一式 (令和3年2月末まで)
- ◎ 工事費概算書 (令和3年2月上旬、6月末)
- ◎ 住民等説明資料 (適宜)
- ・ ()

(8)成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(9)建設副産物対策

リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策(発生抑制、再利用促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

(10)業務実績情報の登録

◎ 要

業務完了後10日(ただし、土、日曜及び祝日等は、除く)以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受ける。

・ 不要

5. 設計VEの施行

本業務委託についての設計VEは次による。

- ・ 施行する(別途、監督職員の指示による要領に従い、設計VE実施及び時期についての協議を行う。)
- ◎ 施行しない

6.注意事項

(1)設計上の注意事項

a. 材料、工法等

- 1) 材料及び工法等の選定にあたっては、特に監督職員の指示がない場合は受注者がこれを選定し、その比較検討内容について監督職員の承諾を得ること。
 - 2) 製造業者又は専門工事業者の協力が必要な材料及び工法等を選定する場合は、又は特許権の対象となっている材料及び工法等を選定する場合は、事前に監督職員と協議すること。
 - 3) 材料及び工法の選定にあたっては、原則としてJIS規格品、工場出来合品(レディメイド品)等信頼できるものとし、できる限り既製品、規格品を有効に使用すること。なお、製造業者又は専門工事業者の指定は原則として行わない。また、材料及び工法等の名称は普通名詞をもって表現すること。
- b. 施設の維持管理が容易に出来るよう設計すること。
 - c. 工事施工に当たり容易に確実に、また安全に施工できるよう設計に留意すること。
 - d. 既存施設等がある場合、特に既存設備の内容、取り合いや接合部を明確に図示すること。
 - e. 受注者は、当該業務に関係する別途工事及び設計業務がある場合、各工事及び設計業務間の取合いについては十分な打合せを行い、業務の円滑化を図ること。
 - f. 関連法規を遵守し、設計当初より関係監督官庁と十分に連絡、打合せをすること。なお、計画通知等の届出に必要な書類は早めに準備すること。
 - g. 設備工事において、負荷計算等が必要な場合は計算書を提出すること。
 - h. 受注者は検査に合格した後においても成果物に瑕疵があることが発見されたときは、成果物の修補をしなければならない。また、これに要する費用は受注者の負担とする。
 - i. 受注者は、設計VEの対象となった場合、監督職員の指示により、必要な資料を提出すること。また、設計VEにより提案があった場合、その検討及び実施に協力すること。
 - j. その他、詳細については監督職員の指示による。

(2)積算上の注意事項

- a. 鉄骨、鉄筋工事等は、地中梁以下及び階ごと(地下階を含む)に積算し、累計表にまとめること。
- b. コンクリート工事等は、打設ごとに積算し、累計表にまとめること。
- c. 仕上工事の内装・金属・雑工事等は、部屋ごとに積算し、累計表にまとめること。
- d. 施設に複数の棟がある場合は、棟ごとに積算調書を作成すること。
- e. 製造業者又は専門工事業者の見積価格(カタログ含む)等を参考にすることは、市中における取引状況等を把握するためヒアリング等を行い、見積は原則として3社以上の資料とし、比較表にまとめること。
- f. 内訳書の数量が「一式」の項目については、その内容を裏づける資料を提出すること。
- g. 積算の根拠となった資料及びカタログ類は整理し、提出すること。
- h. 積算については、「営繕工事積算チェックマニュアル(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)」に基づき、設計図書、施工計画、数量書等を確認し、その結果を提出すること。
- i. その他、詳細については監督職員の指示による。

(3)その他の注意事項

a. CADにおける図面表現上の注意事項

- 1) CADのデータ形式は、事前に監督職員の承諾を得ること。
 - 2) 表現方法は、「建築工事設計図書作成基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)・「建築設備工事設計図書作成基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)を原則とする。
- 3) 他のCADデータの引用により過度に圧縮された表現が生じないように工夫し、文字表現、線種、書き入れ密度などのバランスを考慮し視認性を確保すること。

(4)書類作成上の注意事項

a. 一般書類

1) 基準類

- * 電子納品は原則として「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(営繕工事・営繕業務編)」による。
 - * 工事費内訳書の作成は、営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)
- 2) 書類一覧
 - * 書類の作成においては、項目立てを整理し、図版、表などを用いて、内容を分かりやすく表現する。
 - 3) ファイルもしくはファイリング
 - * 内容に応じて、フラットファイル、パイプファイル等に取りまとめる。
 - * それぞれ表紙および背表紙に業務名及び内容を表示する。

b. 図面等

1) 製本

- * 表紙及び背表紙に業務名称又は工事名称及び作成年月を記載する。

c. その他

1) 著作権

- * 地図等、他者の作成したデータを使用する場合は、著作権を尊重し、利用規約を遵守する。

7. 成果物及び提出部数等

(1) 基本設計

a. 建築基本設計の成果物の体裁・提出部数等は、表7-1による。

(表7-1)

種 別	原 図	陽 画 焼 き	備考
一 般 業 務	◎ 建築基本設計図書	1部 (A3)	1部 (A3) A4のり入れ製本
	◎ 構造基本設計図書	1部 (A3)	1部 (A3) A4のり入れ製本
	◎ 仮設計画概要書	1部 (A3)	1部 (A3) A4のり入れ製本
	◎ 工事費概算書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り
	◎ 設計説明書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り
	◎ 打合せ書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り

追 加 業 務	◎ リサイクル計画書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り
	◎ 省エネルギー関係計算書	1部 (A3)	3部 A4ファイル綴り
	◎ 透視図	色彩 A2判(アルミ額) 外部(2)面 内部(1)面	
	・ 模型	作数 ()台 縮尺(1/200) 制作寸法(×)mm程度 材料は変形・退色しにくいものとし、台座及びアクリルケース付きとする。	
・ 写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透視図撮影 (撮影枚数 枚) ・ 模型撮影 (撮影枚数 枚) 原判サイズ 60×70mm以上 ・ 電子データ (データ型式は調査職員の指示による)		

- 1) 原図類は、ケースに入れて提出し、電子媒体(CD-R)は、2セット提出する。
- 2) 各種申請書類は、実施設計原図を用いて作成することができる。
※審査用として陽画焼きを各1部、またPDFデータをA1又はA3で

b. 設備基本設計の成果物の体裁・提出部数等は、表7-2による。

(表7-2)

種 別	原 図	陽 画 焼 き	備考
一 般 業 務	◎ 電気設備基本設計図書	1部 (A3)	1部 (A3) A4のり入れ製本
	◎ 機械設備基本設計図書	1部 (A3)	1部 (A3) A4のり入れ製本
	◎ 工事費概算書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り
	◎ 設計説明書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り
	◎ 打合せ書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り
	・ コスト縮減検討報告書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り
	・ グリーン庁舎評価	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り

追 加 業 務	◎ リサイクル計画書	1部 (A1)	3部 A4ファイル綴り
	◎ 省エネルギー関係計算書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り

- 1) 原図類は、ケースに入れて提出し、電子媒体(CD-R)は、2セット提出する。
- 2) 各種申請書類は、実施設計原図を用いて作成することができる。
- 3) 各種申請書類は、建築実施設計の成果品に含めることができる。
※審査用として陽画焼きを各1部、またPDFデータをA1又はA3で

(2) 実施設計

a. 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表7-3による。

(表7-3)

種 別	原 図	陽 画 焼 き	備 考	
一 般 業 務	◎ 意匠設計図	1部 (A1)	1部 (A1) A2のり入れ製本 3部 (A3) A4のり入れ製本 部 (A1) 折図 部 (A1)	
	◎ 構造設計図	1部 (A1)	1部 (A1) A2のり入れ製本 3部 (A3) A4のり入れ製本 部 (A1) 折図 部 (A1)	
	◎ 構造計算書	1部 (A4)	1部 (A4) A4ファイル綴り	
	◎ 仮設計画図	1部 (A1)	1部 (A1) A2のり入れ製本 1部 (A3) A4のり入れ製本 部 (A1) 折図 部 (A1)	
	◎ 工事費概算書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 設計説明書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 打合せ書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	・ コスト縮減検討報告書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	・ 公共工事資材調達数量 集計表(環境配慮物品)	1部 (A1)	1部 A4ファイル綴り	

追 加 業 務	◎ 概略工事工程表	1部 (A3)	1部		
	◎ 確認申請関係図書	1部 (A1)	3部 A4ファイル綴り		
	◎ リサイクル計画書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り		
	◎ 建築物等の利用に関する説明書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り		
	◎ 各種申請図書	1部 (A3)	3部 A4ファイル綴り		
	◎ 防災計画図書	1部 (A3)	3部 A4のり入れ製本		
	◎ 住民等説明資料	1部 (A3)	1部		
	◎ 省エネルギー関係計算書	1部 (A3)	3部 A4ファイル綴り		
	・ 透視図	色彩 A2判(アルミ額) 外部(2)面 内部(4)面			
	・ 模型	作数 ()台 縮尺(1/200) 制作寸法(×)mm程度 材料は変形・退色しにくいものとし、台座及びアクリルケース付きとする。			
・ 写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透視図撮影 (撮影枚数 枚) ・ 模型撮影 (撮影枚数 枚) 原判サイズ 60×70mm以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子データ (データ型式は調査職員の指示による) 				
1) 原図類は、ケースに入れて提出し、電子媒体(CD-R)は、2セット提出する。					
2) 各種申請書類は、実施設計原図を用いて作成することができる。					
※審査用として陽画焼きを各1部、またPDFデータをA1又はA3で					

b. 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表7-4による。

(表7-4)

種 別	原 図	陽 画 焼 き	備 考	
一 般 業 務	◎ 電気設備設計図	1部 (A1)	1部 (A1) A2のり入れ製本 3部 (A3) A4のり入れ製本 部 (A1) 折図 部 (A1)	
	◎ 機械設備設計図	1部 (A1)	1部 (A1) A2のり入れ製本 3部 (A3) A4のり入れ製本 部 (A1) 折図 部 (A1)	
	◎ 電気設備計算書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 機械設備計算書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 工事費概算書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 打合せ書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	・ コスト縮減検討報告書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	・ グリーン庁舎評価	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	

追 加 業 務	◎ 確認申請関係図書	1部 (A1)	3部 A4ファイル綴り	
	◎ リサイクル計画書	1部 (A4)	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 各種申請図書	1部 (A3)	3部 A4ファイル綴り	
	◎ 防災計画図書	1部 (A3)	3部 A4のり入れ製本	
	◎ 省エネルギー関係計算書	1部 (A3)	3部 A4ファイル綴り	
	・ 電波障害対策資料	4部 (A3)	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 住民等説明資料	1部 (A3)	1部	

1) 原図類は、ケースに入れて提出し、電子媒体(CD-R)は、2セット提出する。
 2) 各種申請書類は、実施設計原図を用いて作成することができる。
 3) 各種申請書類は、建築実施設計の成果品に含めることができる。
 ※審査用として陽画焼きを各1部、またPDFデータをA1又はA3で

c. 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表7-5による。

(表7-5)

	種 別	原 図	備考
追加業務	(建 築)		
	◎ 積算数量調書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 積算数量算出書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 複合単価等作成資料	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 見積書、見積一覧表	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 打合せ書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 営繕工事積算マニュアルに基づくチェックリスト	1部 A4ファイル綴り	
	(電気設備)		
	◎ 積算数量調書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 積算数量算出書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 複合単価等作成資料	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 見積書、見積一覧表	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 打合せ書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 営繕工事積算マニュアルに基づくチェックリスト	1部 A4ファイル綴り	
	(機械設備)		
	◎ 積算数量調書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 積算数量算出書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 複合単価等作成資料	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 見積書、見積一覧表	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 打合せ書	1部 A4ファイル綴り	
	◎ 営繕工事積算マニュアルに基づくチェックリスト	1部 A4ファイル綴り	
原図類は、ケースに入れて提出し、電子媒体(CD-R)は、1セット提出する。			

注) CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に調査職員と協議する。

(仮称) 印西市新高花学校給食センター建設事業 施設概要

I 事業概要等

1 本事業の目的

本市の学校給食センター（以下、「市学校給食センター」という。）は、平成5年完成の印旛学校給食センター、調理能力は2,000食、平成8年完成の牧の原学校給食センター、調理能力は3,000食、平成29年完成の中央学校給食センター、調理能力は6,000食の3つの市学校給食センターにより運営を実施している。

このような中、令和3年（2021年）5月現在、一日当たり市全体で10,763食を調理している状況であり、今後も児童生徒数の増加により、調理数も増えるものと見込んでいる。令和9年（2027年）には、市全体で13,252食を見込んでおり、既存の施設の調理能力11,000食では、食数の不足が想定されることから新たな市学校給食センターを設置するものである。

本事業により、令和6年度早期の供用開始を目指し、本市の児童・生徒にとって、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供することを目的とする。

【参考】調理場の現状

施設名	受配校	調理能力	竣工年月	稼働年数	ドライシステム化	アレルギー対応給食の提供
中央学校給食センター	小学校13校	6,000食	H29.2	4年	○	○
第1調理場	小学校7校	3,000食				
第2調理場	小学校6校	3,000食				
牧の原学校給食センター	中学校7校	3,000食	H8.3	25年	—	—
印旛学校給食センター	小学校5校 中学校2校	2,000食	H5.3	28年	—	—
計	小学校18校 中学校9校	11,000食				

※ 中央学校給食センターは、2つの調理場を有する。

※ 令和3年5月1日時点の稼働年数

2 技術提案に関する基本事項

- (1) 参加者は、要求水準を効率的かつ合理的に満たすよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。
- (2) 提案内容は、設計業務の過程において、協議により変更する可能性がある。

Ⅱ 施設整備に関する事項

1 基本条件

(1) 概要

整備する施設は、小学校を対象とした調理・配送等を行う共同調理場（学校給食センター）とする。

(2) 調理能力

1日あたり最大3,000食（アレルギー対応食を含む。）

主食は、週5回のうち4回を米飯とする。

(3) 配送校

令和6年度の供用開始時における受配校は、小学校6校（予定）とする。

児童・生徒数及び学級数の現状と推移については、参考資料「児童生徒数及び学級数の現状と推移」を参照

(4) 献立方式

① 1献立制

②副食3品（主菜×1品、副菜×2品）を基本とする。

③希望者には、アレルギー対応食を提供する。

④アレルギー対応食は、特定原材料2品目（卵、乳）を除いた除去食とする。

(5) 稼働日数

最大190日/年

(6) 供用開始時期

遅くとも令和6年5月を予定

(7) 給食開始時間

午後0時15分（実際は学校ごと異なるが、提案における前提条件を統一する。）

(8) 工事費想定額

本事業に係る工事費想定額は、次のとおり予定する。

①施設整備事業費 15億円

基本・実施設計費、建築工事費、電気工事費、機械設備工事費、造成工事費、外構工事費

②厨房機器納入業務 3億円

厨房機器、厨房備品、食器・食器籠、食缶、配膳用具

※限度額には消費税及び地方消費税の額を含む。

2 整備方針

(1) 安全・安心な給食の提供

①HACCPの概念を取り入れた衛生管理の下、安全・安心な給食を提供する。

②アレルギー対応室、設備を設置する。

③床からの二次汚染を防止するドライシステムを導入する。

④交差汚染を防止する施設、設備を設置する。

⑤汚染、非汚染区域の明確なゾーニングを導入する。

- ⑥外部からの異物混入を防止する設備を設置する。
- ⑦鳥類、昆虫類、鼠等の侵入防止対策を行う。
- (2) 機能的で快適な調理・職場環境の充実
 - ①機能的な調理設備を導入する。
 - ②調理過程に連動した安全で動きやすい動線を確保する。
 - ③可能な限りストレスのかからない設備や環境を確保する。
 - ④各室及び通路は、安全性、作業性等を考慮し、段差のない構造とする。
 - ⑤給食エリアの床は、滑りにくい素材で、清掃しやすく経年による損傷が少ないものとする。
- (3) 経済的で効率的な整備・運営
 - ①給食センターとして必要な機能を低下させることなく、経済性や効率性に配慮した整備手法、管理運営方法を検討し、可能な限り施設整備費や維持管理等の縮減を図る。
 - ②熱源の選定並びに厨房機器、運営備品の選定にあたっては、初期コスト、ランニングコスト（給食業務の運営に係るコスト、設備の維持管理に係るコスト等）及び環境負荷の軽減等の比較検討を行うものとする。
 - ③ボイラー・電気関係の機械室の設置については、メンテナンスが容易に行ないやすい位置とする。
- (4) 給食の適温提供
 - ①適切な温度管理を行うために、調理後の保温・保冷に十分配慮した搬送器具を導入する。
 - ②調理後2時間以内に喫食を行うために、効率的な搬送ができる輸送形態や調理能力を持った調理機器を導入する。
- (5) 家庭、地域と連携した食育の推進
 - ①調理現場の様子が見学できる窓を設置する。
 - ②学校給食における食育に関する情報コーナー等を設置する。
 - ③職員の研修、児童・生徒の見学会、保護者に対する講座・試食会等にも利用できる会議室を設置する。
 - ④災害時などにおける施設の対策や防災に配慮した機能を検討する。
- (6) 環境に配慮した効率的で質の高い施設
 - ①ライフサイクルコストに配慮した施設を整備する。
 - ②太陽光等の再生可能エネルギーを利用する設備を検討する。
 - ③CO₂の排出抑制など環境負荷の低減を図る省エネルギー機器を導入する。
 - ④施設の防音・防臭を考慮し、近隣との共生を図る。
 - ⑤生ごみの減量化及び再資源化への対応を図る。
 - ⑥省エネルギー化に努める。
- (7) 市民から愛される施設
 - ①地域において長きにわたって市民から愛される施設を設置する。

(9) 諸室の構成

①施設本体

区 分		必 要 諸 室
給食 エリア	汚染作業区域	入荷プラットフォーム、検収室、油庫、米庫・洗米室、食品庫、計量室、冷蔵（庫）室・冷凍（庫）室、野菜下処理室、肉・魚下処理室、（下処理）器具洗浄室、廃棄物庫、回収前室、洗浄室、残菜庫
	非汚染作業区域	炊飯室、焼物・揚物室、調理室、和え物・果物室、特別調理室（アレルギー専用調理室）、調理用器具洗浄室、コンテナ室、配送前室
	一般区域	職員・調理員玄関、消耗品保管庫、洗剤庫、倉庫、準備室、調理員更衣室、調理員休憩室、会議室兼食堂、調理員用事務室、洗濯・乾燥室、調理員用トイレ
事務・ 来客用 エリア	事務一般区域	事務室、印刷室、書庫、会議室倉庫、職員用トイレ
	来客用一般区域	来客用玄関、倉庫、エレベーター、会議室、ホール、来客用トイレ
その他エリア		プラットフォーム、機械室、ボイラー室

②付帯施設

配送車車庫、公用車・一般車駐車場、駐輪場、受水槽、排水処理施設、門扉、フェンス、芝生等

参考資料1

印西市立小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状と推移（令和2年5月1日現在）

【小学校】 ※令和4年度以降の学級数については、各年度の通常学級数に令和3年度の特別支援学級数を加算して記載している。

年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		令和15年度	
	学校名	児童数	通常学級数	特支学級数	児童数	通常学級数	特支学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
木下小	280	12	2	247	9	2	228	11	211	9	202	9	208	10	197	10	200	10	195	10	190	9	190	9	185	9	185	9	180	9
小林小	210	8	3	226	8	3	225	12	240	13	247	14	245	14	231	13	225	13	220	13	210	12	205	12	195	11	190	10	185	10
大森小	186	7	2	175	6	2	166	8	168	8	170	8	156	8	160	8	150	8	145	8	145	8	140	8	140	8	135	8	135	8
船穂小	35	4	2	27	4	2	32	7	35	7	35	7	41	7	46	7	40	6	40	6	40	6	40	6	40	6	40	6	40	6
木刈小	584	18	2	573	18	2	548	20	519	18	475	17	462	17	463	18	437	18	429	17	430	16	434	15	425	14	413	14	402	14
内野小	455	15	5	540	17	5	620	25	680	26	740	27	750	27	738	27	702	26	662	25	610	24	552	23	525	23	500	23	471	23
原山小	243	10	2	239	10	2	226	13	216	11	201	10	196	8	193	8	192	8	187	8	189	8	196	8	192	8	187	8	183	8
小林北小	167	6	2	163	6	2	156	8	136	8	132	8	118	8	100	8	90	8	85	8	80	8	75	8	68	8	65	8	60	8
小倉台小	1,176	34	5	1,197	35	7	1,292	45	1,249	44	1,205	42	1,144	41	1,077	39	994	38	934	36	886	34	849	32	823	31	805	31	783	31
高花小	302	12	2	319	12	3	257	14	253	14	256	14	245	13	250	13	250	13	250	13	250	13	250	13	250	13	250	13	250	13
西の原小	564	17	4	598	18	5	660	26	704	27	758	29	773	30	747	28	732	28	720	27	674	27	646	26	626	24	619	23	587	23
原小	987	30	3	1,055	31	4	1,080	37	1,150	38	1,230	40	1,319	43	1,355	44	1,327	44	1,289	42	1,215	40	1,123	37	1,013	34	909	32	853	30
六合小	75	6	2	75	6	2	78	8	78	8	80	8	79	8	76	8	76	8	76	8	74	8	72	8	70	8	68	8	65	8
平賀小	100	6	2	93	6	2	87	8	85	8	82	8	72	8	72	8	68	8	66	8	64	8	61	8	60	8	58	8	56	8
いには野小	466	15	4	446	14	4	409	17	380	17	356	16	326	16	308	16	300	16	290	16	285	16	280	16	280	16	275	15	270	15
滝野小	417	13	3	424	13	3	486	18	540	22	573	23	610	24	647	24	675	24	677	23	660	23	642	23	617	23	584	22	552	21
牧の原小	503	16	2	609	20	3	830	29	995	34	1,149	38	1,222	40	1,200	38	1,187	38	1,147	37	1,070	35	959	32	852	29	784	27	716	25
本埜小	91	6	2	85	6	2	86	8	89	8	91	8	91	8	92	8	90	8	85	8	80	8	78	8	80	8	80	8	75	8
合計	6,841	235	49	7,091	239	55	7,466	314	7,728	320	7,982	326	8,057	330	7,952	325	7,735	322	7,497	313	7,152	303	6,792	292	6,441	281	6,147	273	5,863	268

【中学校】 ※令和4年度以降の学級数については、各年度の通常学級数に令和3年度の特別支援学級数を加算して記載している。

年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		令和15年度	
	学校名	生徒数	通常学級数	特支学級数	生徒数	通常学級数	特支学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
印西中	293	9	2	271	9	2	250	11	233	11	227	10	222	9	209	8	186	8	172	8	170	8	186	8	192	8	187	8	185	8
船穂中	181	6	2	188	6	2	189	8	182	8	175	8	154	8	144	8	145	8	135	8	144	7	146	7	151	8	152	8	155	8
木刈中	667	18	2	745	20	2	893	27	929	29	954	29	955	29	909	28	910	28	881	27	849	27	757	24	710	23	676	23	661	21
小林中	154	6	2	160	6	2	167	8	172	8	175	8	180	8	186	8	206	9	201	9	190	9	173	8	162	8	141	7	150	8
原山中	289	9	2	293	9	2	319	12	317	12	336	12	360	13	394	15	447	15	481	16	495	17	485	17	457	16	428	15	402	14
西の原中	527	15	2	557	16	2	697	23	793	25	813	25	865	27	872	26	933	28	949	29	1,018	31	1,046	32	1,082	33	1,025	32	956	30
印旛中	367	11	3	347	11	3	327	13	320	12	319	13	311	12	291	12	268	12	263	12	252	11	250	11	214	10	204	10	195	9
本埜中	39	3	2	30	3	2	36	5	42	5	42	5	42	5	40	5	40	5	44	5	49	5	51	5	47	5	43	5	40	5
滝野中	262	8	2	320	10	2	397	14	459	16	518	18	569	19	682	22	766	24	847	27	893	28	960	29	988	30	952	29	899	28
合計	2,779	85	19	2,911	90	19	3,275	121	3,447	126	3,559	128	3,658	130	3,727	132	3,901	137	3,973	141	4,060	143	4,054	141	4,003	141	3,808	137	3,643	131

小中学校合計	9,620	320	68	10,002	329	74	10,741	435	11,175	446	11,541	454	11,715	460	11,679	457	11,636	459	11,470	454	11,212	446	10,846	433	10,444	422	9,955	410	9,506	399
--------	-------	-----	----	--------	-----	----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----

【注意事項】

- 児童生徒数及び学級数は、特別支援学級を含んで記載している。
- 児童生徒数及び学級数について、令和2年度はR2.5.1の実績数を、令和3年度はR3.2.3時点の見込数を記載している。
- 学級数は、千葉県公立小中学校学級編制基準による学級編制の弾力的な運用に基づき算出している。
- 令和4年度以降の児童生徒数については、住民基本台帳データ（令和2年4月1日現在）に基づき算出している。
ただし、宅地開発が予測される木刈中学校区（木刈小・小倉台小）、原山中学校区（内野小・原山小）については、平成30年度に実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載し、滝野中学校区（滝野小・牧の原小）については、令和元年度に実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載し、西の原中学校区（西の原小・原小）については、令和2年度に実施している児童生徒数等推計業務委託による推計値（速報値）を記載している。
- は、（4）に示した推計値が出せない中学校区であるため、次期総合計画期間における将来人口等の推計結果及び各小中学校の過去の数値の増減を参考に推定した予測値である。
- 令和3年2月2日に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されたことを受け、令和7年度から小学校全学年が1学級35人となると想定した場合、さらに小学校の学級増が予想される。

参考資料2

児童生徒数及び学級数の現状と推移（令和2年5月1日現在）を基にした必要食数推計（予測値）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
						ピーク									
教育部で推計した予測値	児童数（資料1と同じ）	6,841	7,091	7,466	7,728	7,982	8,057	7,952	7,735	7,497	7,152	6,792	6,441	6,147	5,863
	生徒数（資料1と同じ）	2,779	2,911	3,275	3,447	3,559	3,658	3,727	3,901	3,973	4,060	4,054	4,003	3,808	3,643
	住宅開発予定地区 児童生徒発生数	9	47	84	139	192	238	284	411	520	629	737	817	817	817
	児童生徒数合計…①	9,629	10,049	10,825	11,314	11,733	11,953	11,963	12,047	11,990	11,841	11,583	11,261	10,772	10,323
必要食数（①×1.1）…端数切上げ		10,592	11,054	11,908	12,446	12,907	13,149	13,160	13,252	13,189	13,026	12,742	12,388	11,850	11,356

※赤字は調理能力（11,000食）越え

印西市役所		委託番号			提出年月日		
適用単価区分	実施単価	適用単価地区	印旛土木事務所管内			適用単価世代	令和2年3月
市長	副市長	企画財政部長					
		教育部長	指導課長	センター長	係長		担当者
令和3・4年度 第9款 第6項 第3目 学校給食センター整備事業							
(仮称)新高花学校給食センター建設工事設計業務委託							
業務等箇所	印西市高花一丁目1						
業務方法	委託						
業務等期間	契約日の翌日から 令和4年9月16日まで						
設計金額	一金 円也 (内消費税 円)						
備考	延床面積:約2,500㎡ 令和3年度:基本設計 令和4年度:実施設計						

明 細 書

第 1 号

番号	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(A)	直接人件費	1	式			
(B)	諸経費	1	式			
(C)	技術経費	1	式			
	計					
(E)	特別経費	1	式			
(D)	消費税相当額	10.0	%			
	合計					

明 細 書

第 2 号

番号	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(A)	直接人件費					
	一般業務に係る業務人・時間		人・時間			
	追加業務に係る業務人・時間		人・時間			
	計	1	式			
(E)	特別経費					
	PUBDIS登録料	1	式			
	RIBC使用料	1	式			
	確認申請等手数料	1	式			
	調査費及び試験費	1	式			
	計	1	式			